

クルーズ船歓迎演舞等業務委託仕様書

本事業は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、当該予算に係る議決が延期または否決された場合は、契約の一部または全部を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

1 委託業務名

クルーズ船歓迎演舞等業務

2 趣旨

本業務は、歓迎ムードの創出や観光誘客の促進を図るため、那覇港に入港したクルーズ船の乗客及びクルー（以下「乗客等」とする）に、沖縄の伝統的な芸能披露や音楽演奏等を行うもので、本業務に必要な事項を定める。

3 契約期間

契約締結日～令和8年12月25日まで

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

那覇港へ入港後、循環バスにてのうれん乗降場へ到着したクルーズ船の乗客等に対し、歓迎の演舞を実施すること。

(2) 演舞回数

契約金額の範囲内で、令和8年4月15日（水）および11月16日（月）の計2回とする。

(3) 演舞場所

のうれん乗降場（那覇市樋川2丁目564番地2）または
のうれんプラザ正面入り口前スペース（沖縄県那覇市樋川2丁目3-1）

(4) 演舞内容

沖縄の伝統芸能（エイサー、唄三線、琉球舞踊、獅子舞など）を、乗客等の印象に残る演舞として実施すること。

(5) 演舞時間

原則、9時30分から演舞を開始し、1時間半程度とする。

(6) 演舞者

演舞者は、プロ、アマチュアを問わないが、十分な経験を持った団体に依頼すること。

(7) 出演者数

当日の出演者数については、演舞の魅力、迫力を乗客等に伝えるため一定程度の数が必要となる。そのため、以下の人数を参考に、人員を配置するものとする。

エイサー	・・・	6名以上
唄三線	・・・	2名以上
琉球舞踊	・・・	2名以上
獅子舞	・・・	2名以上

(8) 音響設備の準備について

歓迎演舞の実施にあたっては、必要な音響設備を受託者が用意し、使用すること。
なお、音響設備の使用にあたっては、事前に施設管理者と調整を行うとともに、のうれんプラザ施設や周辺環境に支障がないよう十分配慮すること。

(9) 那覇市との調整について

歓迎演舞の実施にあたっては、乗客数などの情報収集、演舞の開始時間や内容等について那覇市と事前に調整し、多くの乗客等が観覧できるよう効果的な実施に努めること。

(10) 演舞の変更・中止について

- ①天候等の理由により入出港にずれが生じるときは、委託者及び受託者の協議の上、演舞時間や内容等について決定すること。
- ②悪天候等で演舞が実施不可能と判断される場合は、委託者及び受託者の協議の上、演舞の中止等の判断を行うものとする。
- ③委託料については、中止が本番の3日前に決定した場合は費用の50%、2日前に決定した場合は70%、前日に決定した場合は100%の支払いとする。
- ④上記③以外の場合には、実際に発生している費用に応じて契約金額の範囲内で委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(11) 実績報告書の作成について

演舞の状況について、委託者に書面にて報告を行うものとする。実績報告書の様式は「別紙」のとおりとし、歓迎演舞等の実施状況や見学している乗船客等の写真、見学者数（乗船客、地域住民、関係者）等を盛り込むこと。

また、費用の支出に係る請求書、領収書又は振込受付書等を添付すること。

5 委託者との調整

本業務を遂行するにあたっては、委託者との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。また、次の各号について、遵守すること。

(1) 資料提出の協力について

本業務は、本市の予算により実施するものであり、予算の適正な執行を確認するために、本仕様書に定める成果物以外にも発注者側の事由により資料の作成等を求める場合がある。求めにあった際には速やかに対応すること。

(2) 業務委託期間中に想定される事態に対応する体制をとること。

(3) その他、本業務の実施に際し、委託者の要請に速やかに対応すること。

6 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 本業務により得られた成果物、著作権は、原則として委託者に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ① 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 その他

(1) 関係書類の保存年限

受託者は、受託業務に関する一切の書類・資料を整備し、業務完了年度の翌年度から5年間は適切に保管しなければならない。

(2) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、委託者及び受託者の協議の上、決定する。